

課題と検討状況

- ・ 上場会社の取締役に対する報酬等として株式を交付する場合には、払込みを不要とすることができるが（会社法第202条の2）、この規定は従業員等には適用されない。
 - ・ 従業員等に対しては、金銭債権を付与した上で、その金銭債権を現物出資させて株式を交付する方法（現物出資構成）によっているが、このような方法は技巧的であるため、端的に従業員等への株式の無償交付を認めるべきであるとの指摘がある。
- ⇒ 会社法制に関する研究会（座長：神作裕之学習院大学大学院法務研究科教授）に参加して制度設計の在り方を検討中

会社法第202条の2（取締役への株式の無償交付）の制度内容等

立法経緯 取締役の報酬等として株式を交付する場合には現物出資構成によっていたところ、現物出資構成は技巧的であるとの指摘を受け、より円滑に株式を報酬等として取締役に交付することができるよう、取締役への株式の無償交付が認められた（令和元年改正）。

【既存株主の利益の保護について】

- 株式の無償交付により、株式の価値の下落（希釈化）が生じて既存株主の利益が害されるおそれがあるかどうか。
- ⇒ ① 株式が取締役の報酬等（職務執行の対価）として交付され、取締役は株式会社に対して職務執行により便益を提供するため、金銭の払込み等を要しないことが特に有利な条件に該当することは想定し難いこと
- ② 株式を取締役の報酬等とする場合には、**株主総会決議**によって株式の数の上限等を定めなければならず、当該決議により、許容される希釈化の限度について株主の意思が確認されることになること
- ⇒ **既存株主の利益が不当に害されるおそれはなく、有利発行規制も適用されないものとされた。**

【無償交付の対象者】

- 取締役に対してより円滑に報酬等として株式を交付することができるようにすべきであるという強い要請が認められたこと、取締役の報酬等として交付される株式の数等は定款又は株主総会の決議で定められることなどを踏まえ、**取締役の報酬等**として株式を交付する場合に限り、無償交付が認められた。

【対象となる株式会社】

- 上場会社以外の株式会社の株式については、市場株価が存在せず、その公正な価値を算定することが容易でないため、株式の無償交付の制度が濫用され、不当な経営者支配を助長するおそれが高まることから、**上場会社**に限って取締役への株式の無償交付が認められた。

【開示の在り方】

- 職務執行の対価として株式会社が交付した株式等に関する事項等が**事業報告による開示事項**とされた。

従業員等への株式の無償交付を認める制度を検討するに当たっての主な論点

【既存株主の利益の保護について】

- 従業員については、取締役の場合と異なり、①実務上、**福利厚生**として株式が付与されていること、②現行法上、職務執行の対価（賃金）を**株主総会決議で定める必要はない**ことを踏まえ、どのように考えるべきか。例えば、次のアやイの方向性などが考えられるかどうか。
- ア 無償交付できる株式数（年間の上限）等を定める**株主総会決議**を要件とし、有利発行規制を及ぼさない
- イ 無償交付を認めた上で**有利発行規制**を及ぼす

【無償交付の対象者】

- 従業員に加えて、**子会社の役職員**を含めることについては、次のような指摘がある。
 - ・ 会社に対する**労務や便益の提供があると評価することが当該会社の従業員の場合よりも困難**である。
 - ・ 子会社の利益よりも親会社の利益を優先するという**不適切なインセンティブ**を与えるおそれがある。

【対象となる株式会社・開示の在り方】

- 取締役への株式の無償交付（会社法第202条の2）の場合と同様の論点がある。